

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
岡崎市工場等 建設奨励条例	H10.4 H12.4 改正 H15.4 改正 H18.1 改正 H20.6 改正 H24.4 改正 H24.10 改正 H28.4 改正 H30.4 改正 H30.7 改正 R3.4 改正 R6.7 改正	工場等又は倉庫等を建設する場合で次のいずれかの要件に該当すること ①33,000 ㎡以上の敷地面積を有する工場等を建設すること ②市内に工場等を新增設し、規則で定める床面積が 1,000 ㎡を超えること ③市内に工場等を増設し、規則で定める床面積が 500 ㎡を超え、かつ市内既存工場との合計が 1,000 ㎡を超えること ④新設または増設に係る床面積が 1,000 ㎡を超える倉庫等を建設すること(ただし市内の工業団地、特定地域、産業立地誘導地区において建設する場合若しくは地域未来投資促進法に基づき県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づき建設する場合に限る) ⑤20,000 平方メートル以上の土地を新たに取得して工場等の建設をするもので、次のいずれにも該当すること ・当該工場等において、消費者向け製品を製造する ・当該工場等の建設に係る固定資産取得費用(第2条第1項第15号アに規定する費用の額を除く。)が 25 億円(中小企業者等にあつては、5億円)以上である ・新たに雇用する従業員の数が 20 人(中小企業者等にあつては、5人)以上である	○便宜供与 ①用地の斡旋その他工場等の建設に関して必要と認められる措置 ○建設奨励金 ②③工場等建設奨励金の交付 ・新設又は増設した工場等(増設の場合は当該増設部分)に係る事業所税の資産割額の相当額を5年間 ・当該工場等の土地、家屋、償却資産に対して課する固定資産税に相当する額を3年間(ただし市内の工業団地、若しくは特定地域、産業立地誘導地区において建設する場合若しくは地域未来投資促進法に基づき県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づき建設する場合又は地域再生法に基づく地方活力向上地域にて特定業務施設を建設する場合に限る) ④倉庫等建設奨励金の交付 ・新設又は増設した倉庫等(増設の場合は当該増設部分)に係る事業所税の資産割額相当額を5年間及び固定資産税相当額を3年間 ※②③④は「企業再投資促進奨励金」又は「高度先端産業立地奨励金」と併用可能であり、奨励金交付上限額は 10 億円 ※床面積の算定は別途規則による ⑤消費者向け製品製造工場等建設奨励金の交付 ・規則で定める年度以後5年度間の各年度において、当該工場等の建設に係る固定資産取得費用を5で除した額に、消費者向け製品出荷額割合の区分に応じる割合を乗じて得た額 ※その他奨励金と併用不可であり、奨励金交付上限額は 25 億円

岡崎市企業再投資促進奨励金交付要綱	H24.10 H27.4 改正 H30.4 改正 R2.4 改正 R3.4 改正 R6.3 改正 R7.4 改正	○対象分野 ①次世代自動車(自動車関連を含む)関連分野、航空宇宙関連分野、環境・エネルギー関連分野、健康長寿関連分野、情報通信関連分野、ロボット関連分野、その他 ②集積業種:愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める西三河地域集積業種(輸送機械関連産業、電気・電子機器関連産業、機械・金属関連産業、健康長寿関連産業、新エネルギー関連産業、農商工連携関連産業、食料・飲料品関連産業、住宅・建築物・同設備関連産業) ○要件 以下の要件を全て満たすこと ・県内に事業所を設置し継続して事業を行っている期間が 20 年以上であり、かつ、10 年以上工場等が市内に立地していること ・土地を除く固定資産取得費用が、大企業 25 億円以上、中堅企業及び中小企業1億円以上であること ・大企業 50 人以上、中堅企業及び中小企業者 25 人以上の常用雇用者を維持していること	○企業再投資促進奨励金 ・固定資産取得費用(土地を除く)を合算した額の8～10% ※愛知県新あいち創造産業立地補助金に対応する制度であり、愛知県の審査会議で認定を受けた場合のみ支援 ※工場等建設奨励金と併用可能であり、奨励金交付上限額は 10 億円
岡崎市高度先端産業奨励金交付要綱	H24.10 H27.4 改正 H30.4 改正 R2.4 改正 R3.4 改正 R6.3 改正 R7.4 改正	○対象分野 航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、先端素材、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー、その他市長が認める高度先端的な技術分野 ○要件 以下の要件を全て満たすこと 【工場】 ・土地を除く固定資産取得費が、大企業 50 億円以上、中堅企業及び中小企業2億円以上であること ・大企業 10 人以上、中堅企業及び中小企業者5人以上常用雇用者が増加すること 【研究所】 ・土地を除く固定資産取得費が、大企業5億円以上、中堅企業及び中小企業2億円以上であること	○高度先端産業立地奨励金 【工場】 ・固定資産取得費用(土地を除く)を合算した額の8～10% ※設備一新の場合は4～5% 【研究所】 ・固定資産取得費用(土地を除く)を合算した額の 12～15% ※設備一新の場合は6～7.5% ※愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金に対応する制度であり、愛知県の審査会議で認定を受けた場合のみ支援 ※工場等建設奨励金と併用可能であり、奨励金交付上限額は 10 億円